# **Pragma Letter**

2024年4月

プラグマレター

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。 4月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

# 給与・社会保険

#### 2024年4月労働・社会保険関連のチェックポイント

#### ●労働条件の明示義務

- <新たな追加項目>
- ・就業場所・業務の変更の範囲 ・更新上限の有無と内容
- ·無期転換申込機会
- ・無期転換後の労働条件
- https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156050.pdf

#### ●裁量労働制における対象労働者の要件追加

- <新たな追加項目>
- ・労働者本人の同意・健康・福祉確保措置の強化など https://www.mhlw.go.jp/content/001080850.pdf

#### ●適用猶予業種の時間外労働の上限規制

(建設業、自動車運転業、医師など)

●現物給与価額の一部(食事)改定

# 会計・税務

	4/10 (水)	3月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の 納付期限
	4/30 (火)	2 月決算法人(決算期の定めのないもの含む) の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・ 法人事業所税・法人住民税>
		8月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・ 法人住民税 > (半期分)

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

#### ※ご注章※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般 の内容となります。それぞれのお客様には該当し ない部分もございますので、予めご了承ください。 労務情報 ] ROUMU INFORMATION

# 令和6年度助成金情報(予定)の一部をお知らせします

#### ●キャリアアップ助成金

#### 正社員化コース

(有期雇用労働者等を正社員化した場合)

助成額(1人当たり)	中小企業の場合	大企業の場合
有期 → 正規	80 万円	60 万円
無期 → 正規	40 万円	30 万円

#### 社会保険適用時処遇改善コース

(短時間労働者の社会保険適用に関し手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合)

助成額(1人当たり)	人当たり) 中小企業の場合	
手当等支給メニュー	50 万円	37.5 万円
併用メニュー	50 万円	37.5 万円
労働時間延長メニュー	30 万円	22.5 万円

### ●両立支援等助成金

#### 出生時両立支援コース

第1種男性の育児休業取得(子の出生後8週以内に育休開始)

助成額(1人当たり)	中小企業のみ対象
1人目	20 万円
2~3人目	10 万円

# 拡充

## 柔軟な働き方選択制等支援コース(仮称)

新規

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入し「育児に係る柔軟な働き方支援 プラン(仮称)」により制度利用者を支援

助成額(1人当たり)	中小企業のみ対象
制度2つ導入し、対象者が制度利用	20 万円
制度3つ導入し、対象者が制度利用	25 万円

助成金申請には必要な諸条件があり、事前準備が必要です。 で検討にあたっては、プラグマにお問い合わせくださいませ

## GW 中の休業日のお知らせ

4月27日(土)~4月29日(月)、5月3日(金)~5月6日(月) を休業日とさせていただきます。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。 常によりそう。共によろこぶ。





